

令和2年10月16日

佐賀労働局長

加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典



佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具
・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子
部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品
・デバイス・電子回路製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月24日付け佐労発基 0824 第6号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結
論に達したので答申する。

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具
・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子
部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品
・デバイス・電子回路製造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業又はその他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 839円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり